

公布された規則のあらまし

◇児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 児童福祉法等の改正により、小児慢性特定疾病医療費の支給開始日が見直されたことに伴い、必要な改正を行いました。（様式第1号関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、令和5年10月1日から施行することとしました。

◇難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 難病の患者に対する医療等に関する法律等の改正により、特定医療費の支給開始日が見直されたことに伴い、必要な改正を行いました。（様式第4号関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、令和5年10月1日から施行することとしました。